

老人ペア住宅の入居関係事務取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）に基づく老人ペア住宅への入居に関する事務について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 老人ペア住宅の入居対象者は、条例第6条第1項に定める者で世帯員が5人以上であり、かつ、次の各号の一に該当する者を含む世帯とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害があるものとして記載されている者で、当該手帳に記載された身体上の障害の程度が、1級から4級までであること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者。
- (4) 障害の程度が、前号に規定する精神障害に相当すると認められる知的障害者。

(入居者資格の証明及び認定)

第3条 前条の各号の一に該当することの証明は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書等によるものとする。

前条各号の区分	証明書等
第1号	戸籍又は住民票の謄本
第2号	福祉事務所長の証明書又は身体障害者手帳
第3号	精神障害者保健福祉手帳
第4号	福祉事務所長の証明書又は療育手帳

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める証明書にあっては、これを前項に規定する証明書とみなす。

(入居後の管理運営)

第4条 老人ペア住宅に入居した者が、対象者の死亡、転出によりその資格を失ったときは、一般住宅への住み替えを図るものとする。

第5条 住宅主管課は、関係福祉主管課等と緊密な連帯を保ち、老人、身体障害者等を含む世帯の居住の安定を図るように公営住宅の管理運営を行なうものとする。

2 福祉主管課等は、本制度の円滑な実施を図るため必要に応じて老人家庭奉仕員及び身体障害者家庭奉仕員の派遣・指導等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。